

第9章 ロシア

内国民待遇

(1) 廃車税の導入

2017年版不公正貿易報告書 149-150 頁参照

(2) 私的録音録画補償金制度

2017年版不公正貿易報告書 150 頁参照

関税

(1) 高関税品目

*本件は、WTO 協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

<措置の概要>

現行の非農産品の単純平均譲許税率は 7.1%であるが、乗用車（最高 15%）、衣料品（最高 17.5%）、家具（最高 10%）、玩具（最高 15%）、ゴム製品（最高 15%）等の高関税品目が存在する。なお、非農産品の譲許率は 100%であり、2017 年の平均実行税率は 6.2%であった。

<懸念点>

高関税そのものは譲許税率を超えない限り WTO 協定上問題はないが、自由貿易を促進し、経済厚生を高めるという WTO 協定の精神に照らし、上記のよう

なタリフピーク（第II部第5章 1. (1)③参照）を解消し、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

<最近の動き>

2014 年 5 月に、ロシア、ベラルーシ、カザフスタンの 3 カ国はユーラシア経済共同体宣言（the Declaration of the Eurasian Economic Integration）に合意し、ユーラシア経済同盟協定（Treaty of the Eurasian Economic Union）を締結した。その後、2014 年 12 月 30 日にはアルメニアが、2015 年 5 月 21 日にはキルギスがそれぞれ加盟し、5 カ国の加盟数となっている。ユーラシア経済同盟（EEU ; Eurasian Economic Union）の対外共通関税はロシアの譲許税率が基準とされているため、EEU 加盟に伴い譲許税率が引き上がる品目について、GATT 第 28 条の補償交渉が行われている。2018 年 1 月 1 日にユーラシア経済同盟関税基本法が発効した。

(2) 冷蔵庫に対する関税の譲許率違反

2018年版不公正貿易報告書 109-110 項参照

輸出税を巡る措置

丸太輸出税

*本件は、WTO 協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

<措置の概要>

ロシア政府は、2007年2月、前年12月に発効したロシア新森林法の追加的措置として、丸太の輸出税引き上げ及び木材製品の輸出税引き下げ等を発表した。これらの措置は、ロシア国内での木材加工産業の発展を目的とし、諸外国からのロシアの木材加工業界への投資促進を図るためのものであった。これにより、我が国への輸出が多い針葉樹丸太の場合、2007年7月にそれまで6.5%であった輸出税率が20%に、2008年4月に25%に引き上げられ、さらに引き上げる動きもみられた。

本措置については、①当時、世界最大の丸太輸出国（全世界の丸太輸出量の約33%を占める）であるロシアによる措置であること、②本措置の最終税率が実行された場合、丸太輸出禁止措置と同様の効果を持つ恐れがあること、③輸出税の引き上げが極めて短期間に行われ、ロシアの国内木材加工産業への投資が必ずしも十分に見込めないこと、等から、ロシア材の供給が十分に行われず世界の木材市場へ大きな影響を及ぼすことが懸念された。このため、本措置の導入以降、我が国やスウェーデン等のロシア産丸太の輸入国は様々な機会を通じ、本措置に対する懸念をロシア政府に伝達した。結果的に、さらなる税率の引き上げは行われず、丸太輸出税は25%（又は15ユーロ/ m³のいずれか高い額）で据え置かれた。

2012年8月ロシアがWTOに加盟し、ヨーロッパトウヒ、ヨーロッパモミ、ヨーロッパアカマツの丸太等に賦課されていた輸出税の一部が変更され、輸出割当枠が設定された。たとえば、枠内では、ヨーロッパアカマツについては15%に、ヨーロッパトウヒとヨーロッパモミについては13%に引き下げられた一方、輸出割当超過分については税率を80%（ただし55.2ユーロ/m³を下まわらない）に引き上げられた。

一方で、我が国への丸太輸出の多くを占めてきたエゾマツ、トドマツ、カラマツについては、輸出税は25%で維持されていたが、2017年12月にロシア政府は極東における新たな木材加工施設建設の奨励、木材加工産業の新規雇用創出を目的として、400万m³の輸出枠を設定し、枠内の輸出税を6.5%に引き下げ一方、枠外の輸出税を2019年以降段階的に引き上げる（2019年は40%、2020年は60%、

2021年は80%）ことを決定した。

<懸念点>

輸出枠内の丸太輸出については輸出税が引き上げられたが、枠外の輸出についてはロシアが独自に決定した税率に大幅に引き上げられ（エゾマツ、トドマツ、カラマツについては2021年には80%まで引き上げる予定）、実質的な輸出禁止措置に近い効果を持っている。また、我が国への丸太輸出の多くを占めるエゾマツ、トドマツ、カラマツについて、輸出枠内の税率の適用には、加工木材の輸出額が総輸出額に占める割合が一定以上（2018年20%、2019年25%、2020年30%、2021年35%に段階的に引き上げられる）の企業であることが必要とされているが、輸出枠が公平・公正な配分がなされているかについて注視しつつ、必要に応じてマルチ、パイなどの場を通じて改善をはたらきかけていく。